

介護特集より安心して利用できる制度の運営に向けて

みんなを支える介護保険

今年は3年に1度の介護保険料の見直しの年にあたります。西宮市も65歳以上の人口の推計などから介護サービスの給付費を見積もり、必要な保険料の金額を算定しました。

皆さんが介護保険制度をより安心して利用できるように、公正な介護認定の実施や保険給付の適正化を進め、安定した制度の運営につとめます。

問合せは介護保険グループ（0798・35・3313）へ。

平成21年度～23年度の介護保険料（段階別）			
平成20年度	保険料段階	対象者の要件	年間保険料額
第1段階 (基準額×0.5)	第1段階 (基準額×0.5)	生活保護受給者または世帯非課税の老齢福祉年金受給者	24,500円
第2段階 (基準額×0.5)	第2段階 (基準額×0.5)	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円以下	24,500円
第3段階 (基準額×0.75)	第3段階 (基準額×0.75)	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円を超える	36,800円
第4段階 (基準額)	第4段階 (基準額)	特例分 (基準額×0.875)	本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円以下
		本人が市民税非課税で世帯員に課税者がいる	42,900円
第5段階 (基準額×1.25)	第5段階 (基準額×1.25)	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以下	49,100円
		本人が市民税課税で合計所得金額が125万円超え200万円未満	55,200円
第6段階 (基準額×1.5)	第6段階 (基準額×1.5)	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上400万円未満	61,300円
		本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上400万円未満	73,600円
第7段階 (基準額×1.75)	第7段階 (基準額×1.75)	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満	85,900円
		本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上1000万円未満	92,000円
		本人が市民税課税で合計所得金額が1000万円以上	98,100円

基準額月額

4088円

介護保険の財源は半分が税金、半分が保険料でまかなわれています。保険料のうち、65歳以上の人の負担割合は国が定めます。平成21年度から23年度については1%増の20%の負担になりました。

また介護に従事する人たちの処遇を改善するために介護報酬が3%上昇改定されました。介護報酬が上がると、その分保険給付費が増え、保険料負担も増えることになります。

今回の見直しでは、このように保険料負担が増える要因が重なりました。国から介護報酬改定による保険料上昇分の約半額が交付されましたが、今回の見直しで3993円だった介護保険料の基準額月額が4088円に変わりました。段階別の保険料は上表のとおりです。

低所得者に配慮

第4段階の特例

本人が市民税非課税で世帯員に課税者がいる第4段階に該当

介護保険料減免制度 収入要件を緩和

西宮市は生活困窮者に対して、独自の介護保険料減免制度を実施しています。このたび収入要件を緩和しました。これまで世帯の年間収入の合計額が60万円以下（世帯員が1人増えるごとに17万5000円加算）だった要件が、80万円以下（世帯員1人増えるごとに25万円加算）になり、また世帯の年間収入の合計額が120万円以下（世帯員1人増えるごとに35万円加算）の要件は150万円以下（世帯員1人増えるごとに50万円加算）になりました。

減免の対象になるには、そのほかにも要件があります。問合せは介護保険グループへ。

社会福祉法人等による利用者軽減の割合が変わります

介護報酬が3%上昇改定したことによる利用者負担額の上昇を抑えるため、平成21年度から3年間、社会福祉法人等による利用者負担軽減の割合が25%から28%（老齢福祉年金受給者は50%から53%）に引き上げられます。居住費・食費はこれまでとおりです。

第5段階を分割 負担割合を軽減

平成18年度から3年間実施した税制改正に伴う激変緩和措置が終わり、従来の激変緩和措置対象者の保険料上昇を抑えるため、本人の合計所得金額が200万円未満の人のうち125万円以下の人について、基準額に対する割合を1・25から1・125に引き下げました。

6月中旬に発送 保険料の決定通知書

保険料額や納付方法などを記載した介護保険料の決定通知書は6月中旬にお送りします。介護保険料は原則年金から天引き（特別徴収）されることになっています。年金が年額18万円以下の人には納付書で納めることとなります（普通徴収）。また65歳になったばかりの人や、他市区町村から転入してきた人には、年金天引きに切り替わるまでの間の納付書決定通知書と一緒に送ります。納付に便利なお座振替の申込書も同封されていますので、希望する人は銀行などで手続きしてください。なお特別徴収の人が口座振替に変更することはできませんのでご了承ください。

高所得者から 自分の負担を

所得の高い人から負担能力に応じた負担を求めることで、保険料の基準額を低く抑えることができます。本人が市民税課税

制度がわかる！



介護保険のパンフレット刷新

高齢者福祉サービスも「わかる」

介護保険のパンフレット「わかる介護保険」が「介護保険と高齢者福祉」に生まれ変わりました。介護保険制度と高齢者福

子宮頸がん検診

対象年齢が20歳以上に

市は国の指針に基づき、平成21年5月1日から「子宮頸がん検診」の対象年齢をこれまでの30歳以上から20歳以上に引き上げます（本紙3月25日号12面保健だよりで4月1日からお知らせしましたが、変更になりました）。受診回数は2年に1回です。

子宮頸がんは、子宮の入り口付近に発生することが多く、観察や検査がしやすいため、発見し

妊婦健診の費用助成

5回から14回に 増えました

妊婦健康診査費用助成がこれまでの5回から14回に増えました。新しい受診助成券は、平成21年4月1日以降に受けた妊婦健診で利用でき、申請日から出産日までの期間が対象になります。妊娠がわかったら妊娠届と妊婦健診の費用助成申請書を送ってください。また契約医療機関以外で受診した場合はいったん妊婦健康診査の費用を支払うこととなります。支払時の領収書の原本、受診助成券、母子健康手帳、印鑑、振込口座のわかるも

のを持参し、各保健福祉センターで償還払いの手続き（受付は5月1日から）を。後日受診費用が助成されます。助成額は妊婦1人あたり7万円。1回あたり5000円以内の受診助成券を14枚交付します。

今年3月15日まで申請し、申請時の出産予定日が3月31日以前で妊娠中の人は保健サービス課に連絡を。引き続き利用できる20年度受診券の5枚と追加9回分の受診助成券を送ります。申請日が3月16日以降の人には受診助成券14枚を送ります。問合せは保健サービス課（0798・35・3302）へ。